

EPA は n-PB の規制を決定

5 月末、EPA は、n-プロピルプロマイド(n-PB)を接着剤およびエアロゾル用途での使用においてオゾン層破壊物質(ODSs)の代替物質とは認めないとしてリストに登録すると提案し、コメントを募集する公告を発布した。同時に、金属、精密部品および電子部品の洗浄用途では、ODSs の代替物質として許容されるとしてリストに登録し、かつ、コーティングの特別条件下での用途でも、許容される代替物質としてリストに登録することを提案した。これらの用途での対象 ODSs には、メチルクロロホルム(1,1,1-トリクロロエタン)、クロロフルオロカーボン(CFC)-113、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)-141b がある。

n-PB についてのこの決定は、EPA の重要代替物質政策プログラム(SNAP)の一部として行われた。SNAP は、大気浄化法の第 612 条を施行する。そこでは、人の健康および環境へのリスクを最小にすることを保証するために代替物を評価することを EPA に要求している。多数の物質(メチレンクロライド、パークロロエチレンおよびトリクロロエチレンを含む)が、SNAP で認められたとして、以前からリストに登録されている。代替品の総合リストが EPA の SNAP のウェブに載っている。

米国労働省労働安全衛生局は n-PB に対する作業暴露限度を決めていないから、EPA は、作業場での n-PB の使用に関する人の健康へのリスクを評価するために第 612 条の権限を用いた。EPA の公告によると、男性の生殖影響を保護するに十分な暴露水準は 18~30 ppm の範囲、女性に対しては 17~22 ppm の範囲、受精に対する影響はほぼ 20 ppm であろうということが圧倒的なデータから示された。これらの値は、2006 年に米国産業衛生専門家会議(ACGIH)の示した許容濃度(TLV)の 10 ppm よりもいくぶん高い。

EPA は、2003 年 6 月に n-PB に対する認可決定の一部として、8 時間平均の許容暴露限度(AEL)として 25 ppm を設定することを提案した。得られうる情報を基に、EPA は、「金属、電子部品および精密部品洗浄における n-PB のユーザーが、現状の設備で、25 ppm 以下の暴露水準を達成している」と判断した。結果的に、金属、電子部品および精密部品洗浄における n-PB の使用に対する最終決定では AEL は含まれなかった。

n-PB を洗浄用途に対して許容するとしてリストに登録するという EPA の決定は、金属、精密機器および電子部品の洗浄装置において溶剤を使用する場合に適用される、そして手拭式およびエアロゾルのクリーナーでは適用されない。また、この決定はドライクリーニングには適用されない。

EPA が塗料剥離のマネジメントの実践を提案

EPA が提案している塗料剥離作業の排出標準において、すべての排出者に塩化メチレンの大気への蒸発損失を最小に抑え、排出を削減するマネジメント作業標準の実施が要求されるになるだろう。この実践には、塗料剥離剤の適用条件の最適化、大気への暴露の削減、適切な容器への保管および塩化メチレンを含む廃棄物の処理が含まれる。塗料剥離剤を年間 150 ガロン以上消費している排出者は、剥離作業に必要な塩化メチレンの量を算定する基準および排出を最小にする管理技術を含めて、排出を最小化する計画を作り、実行することも要求されるだろう。

EPA の通知によれば、計画の評価基準には、「その現場で、代替の剥離法または材料によって作業者によって決められた作業を完成することが不可能な場合（強調して）」には、塩化メチレンをベースとする剥離剤を使用することができるということを含める。この法律の遵守への要求は、最終法案の発布から 2 年以内となる。

HCFC の段階廃止を早めることはオゾン層、気候保護に役立つ

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の参加国は 9 月末にハイドロクロロフルオロカーボン(HCFCs)の段階廃止を 10 年ほど早めることに同意した。190 の参加国の賛成で、HCFC の生産および消費が 2020 年に先進国で、発展途上国では 2030 年に廃止される。HCFC は、1990 年代に空調、冷凍、発泡および溶剤として使われていたクロロフルオロカーボン(CFCs)に代わって登場した。HCFCs は CFCs よりも低いオゾン層破壊能(ODP)を持つので、それらは暫定の代替品として認められ、先進国では 2030 年に段階廃止され、発展途上国では 2040 年で廃止されることになっていた。

新規の国際合意では、先進国は 2010 年までに 75%の HCFCs の生産および消費を削減し、2015 年までに 90%を削減すると約束した。発展途上国は 2013 年までに HCFC の生産および消費を凍結し、2015 年までに 10%の削減の達成、2020 年までに 35%、2025 年までに 76.5%削減することを確約した。全廃は 2030 年になるだろう。

米国および EU は HCFC の段階廃止を既に早めている。EPA は 2003 年に比較的高い ODP を持つ発泡および溶剤用途の代替品である HCFC-141b を廃止している。2010 年までに HCFC-22 および HCFC-142b の生産のほとんどを禁止することになっている。オゾンの増加が気候変化を遅らせるのに有益だとする証拠が増加していることから、HCFCs に対する地球規模の行動を促進することへの関心が、ここ最近では、高まってきている。

n-プロピルブロマイド (n-PB) のような、少ない量だけれども無視できない ODP を有

するある種の短命の化合物の規制については、参加国は合意に至らなかった。これらの化合物についての判断は、おそらく、2010年に予定されている科学的レビュー以降まで延期されることになるだろう。

HSIA Update Sept/Oct 2007

金属洗浄におけるトリクロロエチレンの安全使用の為の新しい憲章

2007年6月29日、ブリュッセル：

欧州のトリクロロエチレンメーカー3社（ダウ、INEOS Chlor、Chimcomplex Borzesti (Romania)）は、金属洗浄用途における安全使用の確保を目的とした製品ステワードシップ憲章に署名した。憲章は、署名者がトリクロロエチレンを密閉装置を持つ最終ユーザーにのみ販売する事により、職場での暴露を最小化する事を表明している。これは、欧州リスクアセスメントの中で特定されているこの用途での適切なリスク管理を確実にするだろう。

署名者は、化学産業レスポンシブルケアイニシアチブに沿って、開放形の金属洗浄システムへのトリクロロエチレンの販売を2010年12月31日までにフェーズアウトすることに、合意している。これは、密閉系でのトリクロロエチレンの長期持続可能な使用の保証を目的としている。

憲章（Euro Chlorの一部門ECSAによって開発された）により、欧州塩素系溶剤部門は、サプライチェーン全体への最良製品ステワードシップ実践の責務を継続する。2006年12月に提出したアクションプランのフォローアップとして、欧州委員会に提出された。

ECSAは、現在、REACH規制プロセスでEUにトリクロロエチレンを輸出を計画している会社を特定し、彼らに憲章にサインするよう強く働きかける作業に取り組む。

Andre Orban, ECSA Manger